

協働環境委員会会議録

平成30年3月8日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:45

【 案 件 】

1. 議案第24号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
2. 議案第25号 飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例
3. 議案第 4号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計予算
4. 議案第 6号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
5. 議案第13号 平成30年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算
6. 議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
7. 議案第28号 飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例
8. 議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例
9. 議案第39号 専決処分の承認(平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第6号))

【 報告事項 】

1. コミュニティバス等運行委託に係るプロポーザル方式による審査結果について
(まちづくり推進課)
2. 嘉飯桂圏域テニスのまちづくり計画について
(健幸・スポーツ課)
3. 環境施設等広域化に関する任意協議会の経過報告について
(市民環境部付)

○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

「議案第24号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」及び「議案第25号 飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例」、以上2件については関連があるため一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

はじめに「議案第24号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。

議案書の17ページをお願いいたします。今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するとともに、国民健康保険税の税率を改定しようとするものでございます。主な改正内容につきましては、新旧対照表及び別に配布しております、資料でご説明いたします。

議案書の21ページをお願いいたします。第1条及び第3条につきましては、改正法の施行に伴い、関係規定を整備するものでございます。

22ページをお願いいたします。中段の第4条以降の税率改定の関係につきましては、別に配付しております資料でご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。今回の税率改定につきましては、新制度への移行に伴い、県が算定しました標準保険料率等を参考にしながら、国保運営協議会答申を踏まえ、算定いたしております。表の左から、区分、賦課区分、国保税率、国保税の減額について、縦に基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額を記載しております。

表の真ん中あたりの、国保税率の欄に網掛けをしております「改定B」の欄が、今回の改定税率ということになります。まず、基礎課税額では、所得割を現行の8.8%から6.8%に改め、資産割につきましては、斜線を引いておりますが、国保運営協議会答申を踏まえ、廃止

をしております。

均等割は、現行の2万3200円から2万1千円に、平等割は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では、2万8500円から2万3000円に、また特定世帯では、1万4250円から1万1500円に、特定継続世帯では、2万1375円から1万7250円にそれぞれ改めております。

次に、後期高齢者支援金等課税額では、所得割を現行の3.1%から2.8%に改め、同じく資産割を廃止しております。

均等割は、7800円から8100円に、平等割は、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯では、9800円から8800円に、また、特定世帯では4900円から4400円に、特定継続世帯では、7350円から6600円にそれぞれ改めております。

次に、介護納付金課税額では、所得割を現行の3.4%から2.6%に、均等割を1万6200円から9100円に改めるとともに、賦課方式を3方式に変更することに伴い、平等割を6700円と定めております。これらの税率算定にあたりましては、原則2年間の財政運営に支障がなく、国保加入者の負担増とならない税率として算定いたしております。

続きまして、右側の国保税の減額につきましては、第24条関係になりますが、これは低所得世帯に対して、その所得に応じて保険税を軽減するもので、算定した税額から所得に応じて減額する額となります。網掛けをしております、それぞれの額は、「改定B」の欄の額に、それぞれの軽減割合を乗じて算出した額となっております。個別の説明につきましては、省略させていただきます。

2ページをお願いいたします。税率改定による影響額でございます。昨年9月末現在の所得情報等をもとに試算をしますと、「増減なし」の世帯は153世帯となっております。これは、高額所得であるため、税率のマイナス改定によっても、賦課限度額以下にならない世帯ということになります。また、減額となる世帯は1万9190世帯で、これは資産割の廃止や税率のマイナス改定により減額となるもので、その額は総額で約4億円となっております。また、今回の税率改定により増額となる世帯はありません。

矢印の下の表は、影響額を更に減税となる額の区分ごとに整理したもので、世帯構成や所得の額、資産の有無等によって、減額となる額が異なっております。1世帯当たり平均で、年間約2万円となっております。なお、本条例の施行期日は、平成30年4月1日としております。

以上で、議案第24号の補足説明を終わります。引き続き、「議案第25号 飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の26ページをお願いいたします。今回の改正は、議案第24号と同様に改正法の施行等に伴い、関連する3本の条例について、一括でその一部を改正しようとするものでございます。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

議案書の28ページをお願いいたします。上段の飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例につきましては、改正法の施行に伴い、「老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金」が廃止され、新たに「国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金拠出金」が設けられましたことから、関係規定を整備するものでございます。

中段の飯塚市国民健康保険条例につきましては、改正法の施行に伴う文言の整理と併せ、国保の県単位化に伴います、福岡県国民健康保険運営方針に基づき、葬祭費の支給額を、4万円から3万円に改めるものでございます。

下段の飯塚市後期高齢者医療に関する条例につきましては、改正法の施行に伴う住所地特例の見直しにより、保険料を徴収すべき被保険者の規定を追加するものでございます。施行期日は、平成30年4月1日としております。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第24号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、及び「議案第25号 飯塚市国民健康保険給付費等準備基金条例等の一部を改正する条例」、以上2件について、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第4号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第4号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書の265ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ134億1750万4千円と定めるものでございます。前年度と比較いたしますと、32億5606万9千円、率にして約19.5%の減となっております。

大幅減となる要因といたしましては、新制度への移行に伴い、都道府県が、財政運営の責任主体となり、これまで市町村の特別会計で計上しておりました国費や歳出予算の一部が、県の特別会計で整理されたこと等によるものでございます。

第2条の債務負担行為は、270ページの「第2表」に記載しておりますように、レセプト点検委託料の契約に伴い、債務が後年度にまたがるため設定するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて、事項別明細書でご説明いたします。

まず、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

予算書の280ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、保健事業の拡充を図るため、保健師1名を増員し、25名分の人件費及び経常的な事務費等、総額で2億2580万3千円を計上いたしております。

283ページをお願いいたします。2款保険給付費、1項療養諸費につきましては、一般被保険者、退職被保険者の療養給付費及び療養費等の経費を計上いたしております。

1目一般被保険者療養給付費では、1人当たり医療費の増、被保険者数の減等により、前年度と比較いたしますと、1176万7千円の減額となっております。2目退職被保険者等療養給付費では、被保険者数の減等により、前年度と比較いたしますと、1億8285万7千円の減額となっております。2項高額療養費につきましては、29年度の実績をもとに、所要額を見込み計上いたしております。前年度と比較いたしますと総額で2359万7千円の増額となっております。

284ページをお願いいたします。同じく4項葬祭諸費、1目葬祭費につきましては、議案第25号でご説明しましたとおり、国保の県単位化に伴い、県下統一の支給額3万円を基準に、29年度の実績を踏まえ計上いたしております。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、新制度への移行に伴い、新設されたもので、国のガイドラインに基づき、県が算定しました額を計上いたしております。この納付金を県に納付することで、給付費に必要な費用は全額、保険給付費等交付金の普通交付金として交付され、財政の安定化が図られるという仕組みとなっております。

1項医療給付費分につきましては、総額で24億861万9千円、285ページの2項後期高齢者支援金等分につきましては、6億9245万4千円、3項介護納付金分につきましては、

2億3276万4千円を、それぞれ計上いたしております。

287ページをお願いいたします。5款基金積立金につきましては、歳入超過分の1億8446万1千円について、国民健康保険給付費等準備基金積立金で財源調整したこと等により、総額で1億8711万円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。

273ページをお願いいたします。このページから275ページにかけての、1款1項国民健康保険税につきましては、前年度と比較いたしますと、総額で4億934万9千円の減額となっております。これは、議案第24号でご説明しましたとおり、資産割の廃止や税率のマイナス改定、被保険者数の減等によるものでございます。

275ページの3款県支出金、1項県補助金につきましては、新制度への移行に伴い、丸印の財政調整交付金、次ページの県負担金について、保険給付費等交付金として整理されております。このうち1節の普通交付金につきましては、歳出のところでご説明しましたように、給付費に必要な費用に対して交付されるもので、これと同額の93億9095万7千円を計上いたしております。2節の特別交付金につきましては、28年度決算をもとに県が推計しました、3億9013万9千円を計上いたしております。

276ページの4款財産収入、1項財産運用収入につきましては、29年度決算で積立てを予定しております、保険給付費等準備基金の運用収入等を計上いたしております。5款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、税率のマイナス改定や被保険者数の減に伴います保険基盤安定事業繰入金の減等により、前年度と比較いたしますと、1億8497万7千円減の14億4259万6千円を計上いたしております。

277ページ下段の国庫支出金、次ページの療養給付費交付金及び前期高齢者交付金につきましては、新制度への移行に伴い、県の特別会計での受け入れとなること、共同事業交付金につきましては、事業廃止となりますことから、予算計上はありません。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第4号 平成30年度飯塚市国民健康保険特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第6号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

「議案第6号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」について、補足説明をいたします。

予算書の343ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億8958万円と定めるものでございます。

後期高齢者医療特別会計の予算は、歳入予算の大部分を後期高齢者医療広域連合に納付するシステムになっておりますので、まず歳入のほうから、ご説明いたします。

347ページをお願いいたします。1款1項後期高齢者医療保険料、13億1250万1千円につきましては、本市が徴収いたします保険料で、徴収率を特別徴収100%、普通徴収

99. 1%、滞納繰越分62. 9%で見込んでおります。前年度と比較いたしますと、8612万5千円の減額となっております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、保険料軽減特例措置の見直しに伴います、システム改修事業に対する補助金を計上いたしております。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金につきましては、市事務費分として、4295万2千円、広域連合事務費分として、県下の全市町村で人口割、高齢者人口割をいずれも46. 5%、均等割7%の割合で算出された額、3091万7千円を計上いたしております。

同じく2目保険基盤安定繰入金、4億9385万6千円につきましては、保険料の軽減分に対して、県が4分の3、市が4分の1を負担するものを一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

349ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、職員5人分の人件費及び事務費を計上いたしております。

350ページの2項徴収費につきましては、徴収事務に係る通信運搬費等の経費を計上いたしております。2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入予算でご説明いたしました、本市が徴収いたします保険料分、一般会計から繰り入れます広域連合事務費分及び保険基盤安定負担金分を後期高齢者医療広域連合に納付するものでございます。保険料軽減特例措置の一部据え置き等により、前年度と比較いたしますと、7041万円の減額となっております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第6号 平成30年度飯塚市後期高齢者医療特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第13号 平成30年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○環境整備課長

それでは、「議案第13号 平成30年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」の説明をいたします。

平成30年度予算書の433ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1726万1千円とするものであります。前年度と比較して149万1千円の増額となっております。

本特別会計は、筑穂地区にあります、うぐいす台団地、大分駅前団地、その他大分の一部のし尿及び生活雑排水を処理する「うぐいす台団地汚水処理施設」の管理運営を行うもので、施設維持管理業務及び使用料徴収業務については企業局へ事務委任しているものであります。その主な内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

436ページをお願いいたします。本会計の主な財源であります1款1項1目の汚水処理施設使用料につきましては、平成29年度使用料調定実績に基づきまして、現年度分を1510万5千円、過年度分を14万円計上し、総額は、1524万5千円といたしております。

2款1項財産運用収入につきましては、1目の利子及び配当金につきましては、汚水処理施設整備基金預金利子として、11万円を、2目の基金運用収入につきましては、汚水処理施設整備基金運用収入として65万3千円を計上いたしております。

次に、3款1項1目汚水処理施設整備基金繰入金につきましては、歳出でご説明いたしますが、平成29年度当初予算ではございませんでしたが、設備の修繕や維持補修に要する予算を計上しておりますので、その財源として基金繰入金125万2千円を計上いたしております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

437ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費として322万7千円を計上いたしております。その主なものは、19節の企業局への事務委任負担金285万4千円でございます。

次に、1款1項2目の施設管理費といたしまして1303万4千円を計上いたしております。その主なものは、汚水処理施設の運転に係る電気、水道料の光熱水費で215万5千円、修繕料で89万円、それから破砕機の取りかえ等の維持補修費が30年度に必要となりましたので385万8千円、放流水の水質基準を遵守し施設を適正に運転管理するための維持管理委託料として223万2千円、汚泥抜取等委託料306万9千円を計上いたしております。これに2款1項1目予備費100万円を加えまして総額が1726万1千円でございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第13号 平成30年度飯塚市汚水処理事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○健幸・スポーツ課長

議案書11ページをお願いいたします。「議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。提案の理由といたしましては、健康づくりのための計画策定に伴い、現在ございます飯塚市食育推進協議会の名称を飯塚市健康づくり・食育推進協議会に変え、健康づくりや食育推進のための計画の策定に関して調査、審議を行うものと内容を変更いたしております。これは平成30年4月より、飯塚市食育推進計画だけでなく健康増進法第8条第2項に規定する国の基本方針や福岡県の健康増進計画を勘案した、飯塚市民のための市町村健康増進計画の策定を、市長の諮問を受けて上記の協議会で行う予定となっております。

計画の具体的な内容でございますが、運動習慣や歯及び口腔の健康、禁煙や適正飲酒の推進、心の健康づくりといった生活習慣の改善、疾病の予防、食育の推進などを定めるもので市の健康や食に関します現状分析や課題の抽出を行いまして、解消のための施策、目標及びその事業

を定め進捗管理を行っていくものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第21号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第28号 飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人権・同和政策課長

「議案第28号 飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の37ページをお願いいたします。本条例の改正につきましては、部落差別の解消の推進に関する法律及びその他の差別の解消を目的とした法令の施行に伴いまして、本市においても法の理念にのっとり、部落差別を初めあらゆる差別の解消を推進するために、必要な関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

主な改正内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

39ページをお願いいたします。39ページの新旧対照表におきまして、左側の新しい欄で、題名を「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」に改めまして、右側の旧の欄で、第4条の市の施策の推進及び第5条の啓発活動の充実を、左側の新しい欄の第4条の相談体制の整備と第5条の教育及び啓発活動の充実に改めまして、第7条の実態調査を追加するものでございます。

最後に39ページの表の1番下の附則でございますが、施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第28号の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。本会議において詳細な質疑がっておりますが、改めて委員会において質疑はございませんか。

○佐藤委員

部落差別解消法ですね、これが成立したときに特に参議院で付帯決議が出ていると思います。その内容を御存じでしたらご紹介ください――。

すみません。この付帯決議なんですが、特に参議院の分は、国及び地方公共団体は部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、格段の配慮をするべきというような内容になっております。そういうことに基づいてこの条例を改正されたと認識してよろしいでしょうか。

○人権・同和政策課長

質問委員の言われるとおりです。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第28号 飯塚市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

「議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の52ページをお願いいたします。筑穂地区のまちづくりを進めていく中で筑穂庁舎の有効利活用の一環として、合併後利活用が減少し余裕のある庁舎の空間を市民交流の拠点、あわせまして地域活性化の拠点としまして、平成26年4月1日にふれあい交流センターとして設置したところがございます。今般、地域住民の方々に、さらに活発な交流を行っていただくため、3階に引き続き、庁舎5階をイベント等で多目的に活用できるホールとして、貸館業務が可能となるよう改修工事を行いましたので、それに伴う関係条例を改正するものでございます。

53ページをお願いいたします。条例改正の内容につきましては、室名、多目的ホール、面積、211.41平米、施設使用料1時間につき920円を別表に加えております。

以上、簡単ではございますが、議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部改正につきまして補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第31号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号 専決処分の承認（平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第6号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○まちづくり推進課長

議案第39号の専決処分の承認についてご説明させていただきます。

「平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるとでございます。

2月9日専決と記載している補正予算資料によりご説明いたします。3ページをお願いいたします。今回の専決による補正につきましては、一般会計で9424万7千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を635億4715万9千円にしようとするもので、ふるさと応援寄附金にかかる決算見込み額の急増に伴う関連経費を補正するものでございます。

次の4ページに補正予算の概要を費目ごとにまとめておりますのでご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金の繰り入れを1億1417万9千円減額するものでございます。寄附金につきましては、寄附金件数の増により2億842万6千円増額するものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

総務費、企画費のふるさと応援寄附事業費では、寄附金件数の増に伴い、記念品料、ふるさと応援寄附金事務代行手数料を増額するものでございます。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第39号 専決処分の承認（平成29年度飯塚市一般会計補正予算（第6号）」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載の3件について、執行部から、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「コミュニティバス等運行委託に係るプロポーザル方式による審査結果について」報告を求めます。

○まちづくり推進課長

「コミュニティバス等運行委託に係るプロポーザル方式による審査結果について」、提出しております資料に基づきご報告いたします。

まず、平成30年度以降の飯塚市コミュニティバスの運行业務委託につきましては、平成29年12月26日から平成30年1月22日まで公募を行い、第1次審査、書類審査を1月24日、第2次審査、プレゼンテーションによる審査を1月29日に行い、運行予定の4路線それぞれの委託事業者が決定いたしました。頰田・飯塚線及び筑穂・飯塚線の運行につきましては、誠心物流株式会社観光事業部に、庄内・飯塚線及び高田・鎮西線の運行につきましては、有限会社Shonai観光に決定いたしました。

続きまして、予約乗合タクシー予約受付業務につきましては、平成29年12月28日から平成30年1月25日まで公募を行い、第1次審査、書類審査を1月30日に、第2次審査、プレゼンテーションによる審査を2月9日に行い、委託事業者は株式会社福岡ソフトウェアセンターに決定いたしました。

以上で「コミュニティバス等運行委託に係るプロポーザル方式による審査結果について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「嘉飯桂圏域テニスのまちづくり計画について」報告を求めます。

○健幸・スポーツ課長

それでは、嘉飯桂圏域テニスのまちづくり計画について、その概要を説明させていただきます。

まず、この計画策定の経緯と趣旨についてでございますが、筑豊ハイツ及び筑豊緑地テニスコートにおきまして毎年開催しております飯塚国際車いすテニス大会は、今年度の大会で33回となりました。長い歴史とともに車いすテニスの最高峰でありますスーパーシリーズとして位置づけられるとともに、イイヅカ方式と呼ばれます2千人を超えるボランティアによる運営方式など国内外において高い評価をいただいております。また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、車いすテニスの事前キャンプ地の誘致活動及び内定、そして筑豊ハイツがナショナルトレーニングセンターとして車いすテニスの強化拠点施設として指定を受けました。

今後、国内外のトップアスリートが筑豊ハイツに集結いたしますので、このような状況を活用し選手と住民との交流を含め、国際交流の推進、地域経済の活性化、観光振興につなげていきたいと考えております。そのためにも、飯塚市、嘉麻市、桂川町とが地域連携をいたしまして、各種のテニス大会の誘致とともに、そのテニス大会にあわせて新しい人の流れをつくり地域の活性化を図るため、本計画を策定するものでございます。

その目標といたしましては、飯塚車いすテニス大会の成功、東京パラリンピックの事前キャンプ誘致の成功を契機といたしまして、テニスを中心に捉えたまちづくりを行い、地域圏域の連携によって新観光ルートを開拓するなど新しい人の流れをつくり、さらなる経済波及効果を見込むものでございます。

具体的な計画の内容といたしましては4つの基本目標を設定しております。1つ目でございますが、ライフステージに応じたテニス活動の推進。2つ目ですが、テニス環境の整備、充実。次に、テニス大会の開催誘致。そして、テニスイベントを通じて地域振興と国際交流の推進でございます。それぞれに目指す姿、具体的施策とともに実施主体を記載させていただいております。

以上、簡単でございますが、嘉飯桂圏域テニスのまちづくり計画の概要の説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「環境施設等広域化に関する任意協議会の経過報告について」報告を求めます。

○市民環境部付課長

環境施設等広域化に関する任意協議会の経過報告について、ご説明いたします。資料「環境施設等広域化に関する任意協議会の経過報告について」をお願いします。

昨年4月1日に設立いたしました環境施設等広域化に関する任意協議会は、飯塚市、嘉麻市、桂川町、小竹町、飯塚市・桂川町衛生施設組合、及びふくおか県央環境施設組合の2市2町2組合で構成し、財政負担の軽減や環境負荷の低減を図ることを目的とし、ごみ処理施設、し尿処理施設及び火葬場の広域化の協議を行っております。

その主な協議事項は、「飯塚市・桂川町衛生施設組合とふくおか県央環境施設組合の統合に関すること」と「飯塚市及び嘉麻市の直営環境施設等の統合後の一部事務組合への移管に関すること」でございまして、一部事務組合の統合により、新たに設立した一部事務組合で2市2組合がそれぞれ管理しております施設を一元管理することとしております。

現在、その運営方針や規約内容等の方向性について協議を行っておりまして、その協議項目は、統合の方式、組合を組織する団体、組合の共同処理する事務、統合の日、組合の名称、組合の事務所の位置、負担金などで、資料3ページから4ページになりますけれども協議項目一覧に記載しております約90項目でございます。

これまでに協議が整った項目でございますが、統合の方式としまして、既存の一部事務組合をともに解散し、新たな一部事務組合を設立すること。組合を組織する団体は、飯塚市、嘉麻市、桂川町及び小竹町で組織すること。統合の期日は、平成31年4月1日とすること。現在の一部事務組合の正規職員は、新たな一部事務組合に引き継ぐことなど約30項目でございます。

なお、管内にある施設は資料の2ページのほうに記載しております14施設でございます。

協議の状況につきましては、今後報告を行ってまいります。

環境施設等の広域化の方向性のある程度検討した中で、議会のご意見を伺いながら、調整を進めていきたいと考えており、新たな一部事務組合の規約等につきましては、12月の議会で議案としてご審議いただく予定としております。

簡単でございますが、「環境施設等広域化に関する任意協議会の経過報告について」、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。